平成２８年（フ）第２６６９号
横浜市南区中村町４丁目274番地３
債務者　宮崎吉之助
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６７２号
横浜市西区浅間町４丁目334番地７　ＮＯＢ横浜504号
債務者　菊田　良秀
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６７８号
横浜市旭区中白根４丁目20番２号　リバティーヒルズ102号
債務者　本橋　　圭
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５００号
静岡県浜松市浜北区平口5518番地エクセルハイム101
債務者　宇佐美雅代
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２５８６号
横浜市栄区公田町740番地　13棟208号
債務者　吉川　紀亘
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６７６号
横浜市南区宮元町１丁目23番地６　第３東和ビル205号
債務者　川口　長貞
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３６８号
大阪府岸和田市春木大小路町14番３号、前住所大阪府岸和田市春木宮川町１番４号
破産者　日田　敬悟
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第９９号
茨城県土浦市天川１丁目11番２号、前住所茨城県土浦市烏山２丁目530番地407
破産者　落合　康伸
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１２４号
山梨県笛吹市石和町河内144番地１　シャーメゾンサーガＭ　Ｂ棟
破産者　齋藤日出樹
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４５４号
大阪府阪南市下出511番地の７
破産者　𠮷岡　慶一
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４５５号
大阪府貝塚市脇浜２丁目２番27号、前住所大阪府泉南市男里３丁目10番19号
破産者　𠮷岡利美子
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４５６号
大阪府貝塚市脇浜２丁目２番27号
破産者　山下　慶子
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４５７号
大阪府泉南郡岬町深日606番地の33、前住所大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目２番８号
破産者　山下イトヱ
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４５８号
大阪府阪南市石田633－７三和マンション205号、開始決定時の住所大阪府泉南市樽井３丁目４番７号
破産者　塚原美名子（旧姓奥谷）
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３１０号
大阪府泉南郡熊取町美熊台２丁目１番６－504号
破産者　久冨　芳彦
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４１９号
岩手県釜石市鵜住居町第７地割15－３丸磯建設㈱気付、住民票上の住所大阪府泉南市樽井３丁目４番７号
破産者　山下　慶久
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係